

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人安全衛生技術試験協会の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当協会を主たる勤務場所とし、原則週4日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わないものとし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 特別手当とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める賞与をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいうものとし、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (7) 休日とは、土曜日及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日、この法人の設立を記念する休日（5月1日）、そのほか、特に理事長が指定する日をいう。
- (8) 平日とは、休日以外の日をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等は、通貨をもって役員等に支給する。ただし、役員等の指定する金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令に基づきその役員等の報酬等から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 理事には、各年度の報酬等の総額が4,000万円（退職手当は含まない。）の範囲内において報酬等を支給することができる。

- 2 監事には、各年度の報酬等の総額が1,500万円（退職手当は含まない。）の範囲内において報酬等を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 本 給 別表1に定める金額とする。
  - (2) 特別調整手当 別表2に定める金額とする。
  - (3) 住居手当 別表3に定める金額とする。
  - (4) 特別手当 第5条に規定する。
  - (5) 退職手当 第6条に規定する。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議への出席等用務の都度1日2万円（ただし、非常勤監事であってその用務が1日6時間以上となった場合は4万円）を支給する。

（特別手当）

- 第5条 特別手当は、6月1日、12月1日の各基準日に在職する常勤役員並びに基準日前1月以内に退任又は死亡した常勤役員（死亡した者については、その法定相続人）に支給する。
- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において常勤役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額に100分の120を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
    - (1) 基準日 6月1日 100分の140
    - (2) 基準日 12月1日 100分の155

（退職手当）

- 第6条 常勤役員が退任した場合には、在職期間1月につき、常勤役員の退任又は死亡した日における本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を退職手当として当該常勤役員（死亡した者については、その法定相続人）に支給する。
- ただし、別表1に定める2以上の異なる年齢区分に該当し在職した役員の退職金の額は、当該異なる年齢区分ごとの本給月額に支給率及びその年齢区分の在職期間に相当する月数を乗じて得たそれぞれの額を合算した額とする。
- 2 在職期間の月数の計算については、就任の日の属する月から、退任し、又は死亡した日の属する月までの月数による。

なお、在職期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
  - 3 定款第28条に基づき解任された場合には、退職手当を支給しない。

（報酬等の支給日）

- 第7条 常勤役員の報酬等（特別手当及び退職手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。
- なお、16日が休日に当たるときは15日に支給する。
- ただし、月の途中で就任した場合は直近で支給可能な日とする。

- 2 前項の支給日及びその前日が休日に当たるときは前項の支給日の翌日以降で最初の平日に支給する。
- 3 特別手当の支給日は、基準日が6月1日の場合は6月15日、基準日が12月1日の場合は12月5日とし、その日が休日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 4 前項のそれぞれの基準日ごとの支給日及びその前日が休日に当たるときは前項のそれぞれの基準日ごとの支給日の翌日以降で最初の平日に支給する。
- 5 退職手当は、退任日後3月以内に支給する。
- 6 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議への出席等用務の翌月10日までに支給する。

(報酬等の日割計算)

- 第8条 月の途中で常勤役員に就任又は退任(死亡による場合を除く。)したときは、当該月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算し、本給、特別調整手当及び住居手当を支給する。
- 2 常勤役員が死亡したときは、その日の属する月分まで本給、特別調整手当及び住居手当を、その法定相続人に支給する。

(費用)

- 第9条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用について、請求があった場合は、遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、経済的かつ合理的と認められる通常の間路及び方法による通勤に要する定期券等の実費を通勤費として支給するものとする。  
ただし、通勤に要する定期券等の実費支給額は1箇月当たり10万円を限度とする。
  - 3 通勤費は、4月1日又は10月1日に在籍している常勤役員に対して、6箇月の通勤に要する定期券等の実費を4月又は10月に報酬等を支給する際に支給する。  
ただし、前述の在籍日以外の日に就任した者については、その事由が発生した日から直近の支給月(4月又は10月)の前月末日までの通勤に要する定期券等の実費を直近の報酬等を支給する際に支給する。
  - 4 常勤役員が通勤費を支給済みの期間内に退任した場合は、定期券等を払い戻して得られる額を速やかに返還するものとする。

(公表)

- 第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃等)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 前項の登記の日の前日をもって、「役員報酬規程」、「役員退職金規程」及び「非常勤役員及び評議員の報酬及び旅費に関する規程」を廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(別表1及び別表2改正)

別表1 常勤役員の本給（月額）

役員名	本 給（月額）	
	満65歳到達の年度末まで	満65歳到達の翌年度から
理事長	788,400円	700,800円
常務理事	700,200円	622,400円
理事	649,800円	547,200円
監事	636,000円	519,200円

別表2 常勤役員の特別調整手当（月額）

- 1 常勤役員の特別調整手当は、勤務地を対象として支給する。
- 2 当該手当は、本給（月額）に下記に定める地域別の割合を乗じて得た額とする。

地域	割合
東京都	100分の20
市原市	100分の10
加古川市	100分の3

別表3 常勤役員の住居手当（月額）

常勤役員が自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている場合に下記に定める額を支給する。

ただし、家賃が12,000円以下の場合は支給しない。

家賃（月額）	住居手当（月額）
23,000円以下の場合	家賃（月額）から12,000円を控除した額
23,000円を超える場合	家賃（月額）から12,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額